

神戸総合運動公園における自動販売機による飲料等販売業務の委託事業者選定 入札実施要領（Aゾーン）

公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下、「協会」という）では神戸総合運動公園において神戸市から設置許可を受けた自動販売機による飲料等販売業務の委託事業者（以下「事業者」という。）を入札により選定するため、必要な手続等について定める。

募集概要

1 設置場所

神戸総合運動公園（神戸市須磨区緑台）内のうち、別添図面（別紙 1-1、1-2：設置可能区域図）Aゾーン枠内とする。

2 販売品目

缶・ペットボトル飲料、アイスクリーム、氷菓等とし、利用者の嗜好やニーズにあったものとする。ただし、酒類の販売は行わないこと。

3 設置台数

- (1) 原則として、自動販売機の設置台数は、既存箇所 18 台（別紙 1-1、2 のとおり）のうち 17 台とするが、±3 台までの増減は可能とする。設置場所の変更については、協議の上、決定する。
- (2) 設置個所及び設置する自動販売機については、現状を考慮のうえ事業者の創意工夫による提案を受けるものとし、協議によって定めるものとする。
なお、ユニバーサルデザイン自動販売機を体育館 1 階に 1 台以上、2 階に 1 台以上設置するものとする。
- (3) 新紙幣及び電子マネーなどのキャッシュレス決済に対応した自動販売機の導入を進めること。キャッシュレス決済に対応した自動販売機を 2 台以上設置すること。
- (4) アイスクリーム、氷菓等の自動販売機を「水のくに」等、A ゾーン内に 1 台以上（期間限定可）設置するものとする。
- (5) 集客数や季候等に応じて自動販売機の台数変更を可能とし、品切れを最小限に抑え、利用者の需要にあわせて利便性を向上させること。
- (6) 利用者の嗜好をふまえ、複数メーカーの商品を販売すること。事業者がメーカーである場合、他メーカー商品の販売品目を全体の 25% 以上とすること。特に、同じ場所に複数台の自動販売機を設置する場合は、同一メーカーのみにならないよう留意すること。

4 販売価格

標準小売価格を上回らないこと。

価格が設定されていない場合は、各製造者の設定している最低価格または市場の状況

等を勘案して協会が適当と認めた価格とする。

5 期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

なお、契約期間満了の2か月前までに双方が契約終了の申し出をしない場合は、契約期間満了の翌日から起算してさらに1年間契約を更新するものとする。

ただし、令和12年3月31日を限度とする。

協会が神戸総合運動公園の指定管理者の指定を取り消された場合、神戸市において公益上その他の必要な場合に設置許可が取り消された場合は、その限りでない。

撤去日は、契約期間満了日とするが、詳細については事業者と協議のうえ決めるものとする。

公募参加者の資格要件

次の1～5の要件をすべて満たす法人は本公募に参加することができる。

- 1 神戸市内に本社または支社・支店・営業所・配送拠点を有する法人であること。
- 2 神戸総合運動公園への供給を担当する事業者の営業所等が管理する飲料の自動販売機台数が300台以上であること(令和7年5月1日現在)
- 3 次の(1)～(3)のいずれにも該当しない者であること
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない
 - (2) 破産者で復権を得ない
 - (3) 国税及び神戸市税の未納がある
- 4 次の(1)～(6)のいずれにも該当しない者(いずれかに該当する者であって、その事実があった後3年間経過した者を含む。)であること
 - (1) 神戸市又は協会が行った競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - (2) 神戸市又は協会が行った競争入札又はせり売りにおいて、落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき
 - (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - (4) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - (5) 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき
 - (6) (1)～(5)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、

神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。

設置にあたっての条件

1 設置時の注意事項

(1) 関係機関への届出等

関係機関への届出・申請等が必要な場合は事業者が行うこと。ただし、都市公園内に自動販売機を設置する神戸市への許可申請は協会が行う。

(2) 自動販売機の仕様

ア 環境への配慮

神戸市の制定している「グリーン調達等方針に係る判断基準」に示された、【判断基準】にそった自動販売機を設置すること。

詳細は、神戸市のホームページの次の URL に掲載の、「令和7年度グリーン調達等判断基準」(22-10) 199 ページ以降で閲覧できる。

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/61068/4-r7_handankizyun.pdf

*当該基準に適合しているかどうかの確認調査のため、設置機種決定後、所定の「仕様確認書」を提出すること。

イ 美観の考慮

事業者の設置する自動販売機については、都市公園内であることを考慮し、色や表示名称等、事前に必ず協会の承認を得ること。(園内景観にふさわしい自動販売機を設置条件とする)

「この自販機の収益は、神戸総合運動公園の運営や管理の充実のために使われます。」と記載した説明板を設置すること。

ウ 寸法

幅約 1.2m×奥行約 0.8m×高さ約 1.8m (投影面積 1 m²以下とする) を原則とするが、設置の際に協議を行うものとする。

エ 防犯対策

防犯に考慮したものを設置すること。

オ 転倒防止対策

「自動販売機の設置方法」(日本工業規格据付基準)、「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会)を遵守し、転倒防止措置を行うこと。

カ 電気メーターの設置

設置する自動販売機の電気使用量を計測する子メーターを設置すること。設置及び撤去にかかる費用は事業者の負担とする。

(3) 自動販売機の設置作業

設置予定日は、契約締結日以降とするが、詳細については選定された事業者と協議

のうえ決めるものとする。

作業日程については、事前に協会と調整し設置計画書を提出のうえ協会担当者立会いの下で設置作業を行うこと。また、新たな場所での自動販売機の設置については、事前に協会と調整し工事等費用が生じるときは、事業者が負担することとする。

(4) お客様対応窓口等

お客様対応の窓口及び商品補充の連絡先を契約締結時に明らかにすることとし、当該連絡先は通年で対応するものとする。連絡先が変更される場合は、協会にあらかじめ届け出るものとする。

2 日常の維持管理・商品の入替え

(1) 一般的注意事項

- ア 品切れ及び釣り銭切れの状態にならないようにすること。多客時には適正温度の商品を補充できる体制をつくること。
- イ 必要に応じて商品及び釣銭の補充を行うこと。また商品の品質管理は特に注意すること。
- ウ 確実な商品及び金銭管理を行い、盗難等事件発生の際は、事業者が責任を負うとともに当協会に連絡及び警察への届け出を行うこと。
- エ 自動販売機の故障、破損等の際は、事業者の負担で補修、入替え等を行うこと。また、事業者の連絡先を自動販売機に明記し、事業者の責任において対応すること。
- オ 自動販売機の清掃等日頃の維持管理を十分に行うこと。
- カ 搬入車両の経路、制限速度について協会の指示に従うこと。
- キ 商品補充等の際に、来園者の利用に影響が生じないように、十分に配慮すること。

(2) ごみ箱の設置・ごみの回収

協会が必要に応じて設置し、回収を行う。

3 経費の負担

(1) 納付金

この応募に際して応募者から提案のあった納付金額（年額）に消費税を加算した金額を協会に納付するものとする。イベント開催時など多客時には、氷入りボックス（「どぶづけ」）による販売を行うことができるものとする。この場合の納付金については、その都度、協議して決定する。

また「入札実施要領」に定めた設置台数を超えて自販機を設置する場合は、増分に関する納付金は別途協議するものとする。

(2) 光熱水費

自動販売機の稼働に使用した電気使用料については、協会が算定した使用料に消費税を加算して支払うこと（実費）。電気使用料算定式は 次のおりとする。

(3) 納付方法

前月までの納付金（年間納付金額の1/2分の1）・光熱水費の合計に相当する金額を協会の請求に基づき、下記に定める時期に納付することとする。

納付金・光熱水費	定める納期日
4月・5月分	7月 末日
6月・7月分	9月 末日
8月・9月分	12月 末日
10月・11月分	1月 末日
12月・1月分	3月 末日
2月・3月分	5月 末日

なお、納期日が日曜日にあたる場合は翌日とする。詳細は、協議のうえ契約書に記載するものとする。

4 機械の機種変更

設置後に生じた事情の変更、または売上状況等により、大幅な販売品目の変更や機種変更がある場合には、あらかじめ協会と協議を行うこととする。なお、機種変更に要する費用は事業者が負担するものとする。

5 契約終了後の原状回復義務

契約期間満了または契約解除により、機械を撤去する際は事業者の費用負担で原状に回復することとする。

これにかかわらず、協会が原状回復を行う場合は原状回復に要した費用を事業者が負担するものとする。

6 業務報告

納付金・光熱水費の納付にあわせて自動販売機ごとの売上本数、売上金額を報告すること。

7 当事業に関するリスク分担は仕様書のとおりとする。

公募手続き・設置業者の選定

1 入札から事業者決定までの手続きについて

(1) 入札実施要領の配布

入札参加希望者は、入札実施要領を協会のホームページからダウンロードして入手すること。

配布期間は、令和7年5月19日（月曜）より令和7年6月2日（月曜）

(2) 入札参加申込

入札参加希望者は、下記の提出書類に必要事項を記入、押印のうえ、令和7年6月2日（月曜）17時までに協会本部（神戸市須磨区緑台 神戸総合運動公園管理センター2階）あて持参又は特定記録郵便により提出すること。持参の場合の受付は、土日祝日を除く9時～17時とする。

<提出書類>

① 入札参加申込書兼誓約書（様式1）

（落札後の契約権限のある名義で申し込むこと。印鑑証明書のとおりに記載し、実印を押印すること）

② 印鑑証明書

③ 登記事項証明書[履歴事項全部証明書]

④ 国税及び神戸市税の滞納がないことの証明書

⑤ 委任状（様式2）

（代理人による入札及び契約手続きを希望する場合のみ提出。入札参加申込書兼誓約書のとおりに記載し、実印を押印すること。）

⑥ 役員等名簿（様式3）

⑦ 神戸市内に設置した自動販売機の設置実績（様式任意）

提出書類に不備や不足があった場合は、入札に参加できない場合があるので提出前に十分に内容の確認を行うこと。なお、提出書類は返却しない。

2 質問について

入札参加希望者は、下記のとおり質問を行うことができる。

(1) 受付期間 令和7年5月23日（金曜）17時まで

(2) 質問の方法 メールにて質問を受け付ける。

（様式4）により soumu@kobe-park.or.jp あてにメール送信し質問すること。

(3) 回答 令和7年5月28日（水曜）までに協会HPにて回答（予定）。

3 入札及び開札

(1) 日 時 令和7年6月10日（火曜）午前10時30分

(2) 場 所 神戸総合運動公園 管理センター2階会議室

- (3) 要 領
- ・入札は年間納付金額（消費税を含まない）を記載した入札書（様式5）を当日持参又は郵送することとする。
 - ・入札後、ただちに開札を行い、落札者を決定する。
 - ・最も高い金額をもって入札した者を落札者として選定する。なお、下記に定める最低制限価格を上回らない場合は、再入札・再々入札を行

い、不調の場合は最高額を提示した応募者と交渉し、合意があれば当該事業者を設置事業者として選定し、随意契約を行うものとする。
また、最高額で同額の入札者が複数あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(4) 入札書

- ・必要事項を記入し、実印（委任する場合は代理人届出印）を押印すること。
- ・金額は、算用数字ではっきりと記入すること。
- ・記載事項を訂正する場合は、必ず二重線により抹消のうえ、実印（委任する場合は代理人届出印）で訂正印を押印すること。
- ・提出は一通のみとする。
- ・所定の要件を満たさない、又はその他記載事項の不明瞭な入札書は無効とする。

(5) 入札結果 ・入札結果は、協会のホームページで公表する。

(6) 最低制限価格

- ・本入札に際し、最低制限価格を設定する。

4 注意事項

(1) 1社につき、納付金見積書の提出は1通のみとする。

(2) 納付金見積書に記入する住所・会社等の名称・代表者名は、後日契約を締結する際のものと同じのものにすること。

契約の手続き

1 契約の締結

選定された事業者は、自動販売機による飲料等販売業務の委託契約を協会と締結する。
(令和7年6月予定)

2 契約の期間

令和7年7月1日（予定）より令和8年3月31日までとする。

なお、契約期間満了の2か月前までに双方が契約終了の申し出をしない場合は、契約期間満了の翌日から起算してさらに1年間契約を更新するものとする。

ただし、令和12年3月31日を制限とする。

撤去日は、契約期間満了日とするが、詳細については選定された事業者と協議のうえ決めるものとする。

3 選定された事業者は、決定後14日以内に実施計画書として下記の書類を提出すること。

- (1) 配置計画書・設置工程表
- (2) 設置予定機のパフレット
- (3) 販売予定商品のパフレット
- (4) 販売予定品目表
- (5) 連絡体制・運営体制

4 その他

- (1) 選定された者の都合により契約締結にいたらなかった場合、今後5年間協会が行う自動販売機の事業者選定のための入札への参加を認めない。
- (2) 契約締結後、事業者の用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当が判明した場合には、直ちに契約を解除するとともに契約で定める違約金（年間納付金額相当）を協会に納付するものとする。
- (3) 神戸市の協会に対する自動販売機を設置する許可がなくなったときには、本契約は当然に終了するものとし、協会は損害等の一切の補償を行わない。
- (4) 事業者の事情による契約解除については、協会の定める手続きにより契約を解除する。
- (5) その他、詳細は契約書で定めるものとする。

留意事項

- ・園内イベント開催時には、自動販売機の販売を制限する場合がある。
- ・園内イベント開催時には、主催者が園内で飲料販売を行う場合がある。
- ・協会および園内のイベントでは、協賛品・広告の掲載等積極的に協力すること。
- ・搬入車両についてのルート・走行制限については協会の指示に従うこと。
- ・イベント等により、園内通行の車両に進入不可や進入時間の制限がある。
- ・必ず事前に現地確認を行うこと。現地不確認による責任はすべて応募者が負うものとする。

- 別紙 1 設置可能区域図、現行自動販売機設置状況
2 【参考資料】自動販売機売上本数
3 令和7年度神戸総合運動公園イベント予定（令和7年5月現在）

- 様式 1 入札参加申込書兼誓約書
2 委任状
3 役員等名簿
4 質問書
5 入札書